

各報道機関 様

KJ00702554
2026年8月17日

発信課	こども・女性・若者未来部子育て助成課
担当者	本多
連絡先	電 話 0166-25-9107
	F A X 0166-26-5722
	E-mail kosodatejosei@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [○] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 []
日 程	令和8年9月1日 8時45分 ~ 令和8年10月20日 17時15分
発表項目 (行事名)	旭川市給付型奨学金（大学等）の申込開始
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	大学等への入学を予定する学生を対象に、申込のあった方の中で、世帯状況や成績表の評定等により選考された方に対して返還不要の奨学金を支給します。 ○支給額 ・入学準備金 自宅通学：30万円、自宅外通学：50万円 ・奨学金 大学等の2年目から年額10万円 ○主な支給要件 ・生計維持者の道・市民税の税額控除前所得割額の合計が257,500円未満であること ※世帯年収の目安：600万円以下 ・評定平均値が5段階評価で4.3以上であること等 ○申込・受付期間 令和8年9月1日（火）から10月20日（火）まで
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道（取材）に当 たっているのお願い	
備 考	

来春に大学・専門学校等への入学を予定している学生の皆様へ

旭川市 給付型奨学金 (大学・専門学校等)

※世帯年収の目安:約600万円以下

返還不要の奨学金制度があります。

※旭川市給付型奨学金は、他の奨学金と併用可能です。

～申込・受付期間～ 令和8年9月1日(火)から10月20日(火)まで
〈受付時間〉 平日：8時45分から17時15分まで

給付要件 ※全ての要件に該当する方が対象です。

(予算範囲内の給付となるため、要件を満たしても給付とならない場合もあります。)

支給を受ける学生等について 【今年度に高校卒業予定の方】

- ・旭川市内若しくは近隣8町※1に所在する高校等又は通信制高校等に在学していること
- ・学業が優秀で品行が善良であること(高校入学からの評定平均値が5段階評価で4.3以上)
- ・申請年度の翌年度に大学等※2に入学し、又は在学する者であること
- ・旭川市奨学金、入学仕度金の滞納がないこと(生計維持者含む)
- ・市税の滞納がないこと(生計維持者含む)
- ・生計維持者が、申請年の1月1日時点で旭川市に住所を有していること
- ・生計維持者の申請年度分の道府県民税及び市町村民税の税額控除前所得割額の合計が257,500円未満であること

※1：上川郡鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町

※2：学校教育法に規定する大学(大学院を除く)、高等専門学校(第4、5学年及び専攻科に限る)及び専修学校(専門課程に限る)

〈郵送・問い合わせ先〉

〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階
旭川市こども・女性・若者未来部子育て助成課 奨学金担当 宛
☎ 0166-25-9107 ☒ kosodatejosei@city.asahikawa.lg.jp
※学校、教育委員会へのお問い合わせはご遠慮ください。

・提出の際は必要書類を総合庁舎3階の子育て助成課窓口へ持参または郵送してください。

・郵送の場合、受付期間中の消印日が有効です。ただし、書類に不備があれば受理できない場合もあり、必要書類の発行に時間がかかる可能性もありますので、余裕をもってお申し込みください。

詳しくは
市HPを
ご覧ください



【裏面に続く】

お気軽にお問い合わせください。

旭川市奨学金についてわかりやすくご紹介します！

01：対象になるかどうか調べてほしいの？

① 下記①②どちらかの書類で「道・市民税の税額控除前所得割額」の合計を確認

③「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」

市民税・道民税の④の合計

②「市民税・道民税・森林環境税 税額決定納税通知書」

市民税額・道民税額の合計

合計金額が257,500円未満である場合は支給対象となります。
※ 所得・課税証明書でも確認できます。

② 給付型奨学金チェックシートで該当になるかチェック。

○全て「はい」の場合、給付型奨学金の支給要件に該当する可能性があります。
「道・市民税の税額控除前所得割額」の調べ方や支給要件を満たしているか分からない方はお気軽にご相談お問い合わせ下さい。

給付型奨学金
チェックシートは
こちらから



02：いつ・どのくらい支給してもらえるの？

入学準備金（自宅通学）**30万円**

（自宅外通学）**50万円**

支給時期：申請年度の3月末

奨学金※3 卒業年次まで年額 **10万円**

支給時期：支給予定年度の6月と12月

※3：大学等の第1学年に在学する者は除く

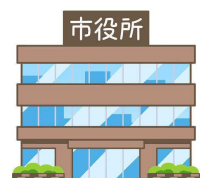
03：申し込みに必要な書類はなに？

- ① 給付型奨学金（大学等）支給申請書（規則様式第3号）
- ② 入学予定大学等申請書（要綱様式第5号）
- ③ 世帯状況票（要綱様式第8号）
- ④ 旭川市給付型奨学金（大学等）推薦書（要綱様式第9号）→在学している高校等に記入を依頼してください。
- ⑤ 成績証明書（高校入学から今年度1学期又は前期までの5段階評価のもの）→各高校等の様式で提出してください。
- ⑥ 納税証明書（市税の滞納のないこと）→申請日又はその直前に総合庁舎又は各支所で取得してください。
※生計維持者2人の場合は、本人含めて3人分。窓口で『完納証明』とお伝えください。（代理人申請は委任状必要）
- ⑦ 扶養親族の人数が確認できる書類（市民税の税額決定通知書のコピー又は所得課税証明書など）

- ・①～④の書類は、子育て助成課窓口で配布するほか、市ホームページからも印刷可能です。
- ・生徒や保護者に旭川市外の住所の方がいる場合は、別途**住民票**が必要。
- ・保護者が旭川市外で課税されている場合は、別途**課税証明**が必要です。



この二次元コードから旭川市の給付奨学金（大学等）の
情報ページをご覧ください！



旭川市こども・女性・若者未来部子育て助成課 奨学金担当
☎ 0166-25-9107 ✉ kosodatejosei@city.asahikawa.lg.jp